



東京司法書士会では都内で避難生活を送られている被災者や避難者の方へ支援活動を行っております。みなさまへ寄り添い、少しでもお力になれますよう、情報提供や法律相談等の支援を続けてまいります。8月号では、司法書士業務の1つである、相続財産承継（遺産整理）業務に関して、相続が発生した場合に必要な手続きについて、簡単にご紹介いたします。

相続が発生した場合に必要な手続きとは？

相続が発生すると、相続人の方々は、様々な手続きをする必要があります。

健康保険など、役所から必要な手続きのお知らせがくるものもありますが、金融資産、不動産資産、年金、税金、保険など、相続人自らが、被相続人の財産、負債、契約などを調べて手続きしなければいけないものが沢山あります。

特に、時効や期限があるものは注意しなければいけません。（例えば、相続放棄の申述期限3ヶ月、準確定申告期限4ヶ月、国民年金の死亡一時金の時効2年など。）時効や期限は、そのような決まりがあることを知らなかったでは通用しないものです。

なお、忙しくて手続きの窓口に行けない、相続人間での連絡が難しい（相続人多数・遠方など）、相続財産の内容が複雑な場合などは、相続人自身での手続きが難しくなることもあるかと思えます。このような場合、司法書士が、相続人全員から委任を受けて、相続財産承継業務受任者としてお手伝いができますので、ご相談ください。

面談による相談（予約制）

- 東京司法書士会総合相談センター（四谷・月曜～金曜 午後5時～8時
土曜 午後1時～4時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3（JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分）

- 三多摩総合相談センター（立川・水曜 午後5時～8時
木・土曜 午後1時～4時）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル202-A

（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）



電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。